

平成 1 9 年 9 月 1 3 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 1 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第17回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年9月13日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時12分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 牧野 征夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 4 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 1 5 号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 1 6 号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について
- (4) 議案第 1 7 号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 平成 19 年度 I C T 教育環境整備の現状について
- (2) 大学との連携について (2 件)
- (3) 平成 1 9 年度管理職等受験状況について
- (4) 平成 1 9 年度立川教育フォーラム実施要領 (案)
- (5) 平成 1 8 年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果
について

3 その他

平成19年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年9月13日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第14号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第15号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第16号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について
- (4) 議案第17号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 平成19年度ICT教育環境整備の現状について
- (2) 大学との連携について(2件)
- (3) 平成19年度管理職等受験状況について
- (4) 平成19年度立川教育フォーラム実施要領(案)
- (5) 平成18年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

3 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

藤本委員長 皆様方、こんにちは。ただいまから、平成19年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に牧野委員、お願いいたします。

牧野委員 はい。

藤本委員長 本日の予定は、お手元に配付の資料のとおり、議案4件、報告5件、その他という内容になっております。

それでは、議案に入る前に、一言、前回のことにつきまして、浅野指導主事、お願いします。

浅野指導主事 それでは、1点、前回の教育委員会定例会における訂正をさせていただきます。

平成19年第16回立川市教育委員会定例会におきまして、委員からご質問がありました立川第一中学校特別支援学級の理科の教科書につきましてでございますが、ご質問の趣旨が十分に理解できず、確認してからお答えしますと申し上げましたが、当然、立川市で採択されました教科書を使用していることは分かっておりますので、改めてそのように訂正をさせていただきます。

以上でございます。

藤本委員長 皆さん、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

議案

(1) 議案第14号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

藤本委員長 それでは、議案に入らせていただきます。

議案の1番、議案第14号立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について。総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、(1)議案第14号立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

この規則改正につきましては、理由といたしましては、立川市地域学習館条例(平成19年条例第21号)の施行によるものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

内容につきましては、お手元にご配付してあります規則をご覧いただきたいと思っております。これは新旧対照表になっております。変更部分は、各ページ下線の引いてある部分が変更ということになります。

まず、1ページ目の新の方の組織、第2条、柴崎学習館、砂川学習館以下の学習館という

ことに名称を変更するということとでございます。旧の方の「公民館」という部分を先ほどご説明しました「学習館」に変更していくということとでございます。

それから、次に、次のページの第3条の3、旧の方をご覧いただきたいと思いますが、「公民館長及び図書館長は」となっておりますが、「公民館長及び」、この部分を削除をする。それから、その後ろ側に「事務局教育部長の命を受けて公民館又は」となっておりますが、この「公民館又は」を削除するということとでございます。

それから、次のページが、(7)の3「学校教育サポートセンターに関すること。」ということで、これは旧の規則の中に入れておりませんでしたので、ここで新たに加えるということとでございます。

それから、同じページの教育相談系の部分の「(3)適応指導教室に関すること。」ということで、ここの部分につきましても、旧のところに入れておりませんでしたので、加えるという訂正でございます。

それから、同じページの旧の部分、生涯学習センターの管理系の「(1)公民館の公印の管守に関すること。ただし、公民館内他の係に属することを除く。」の部分削除する。それで、旧の(2)を新の方で(1)に訂正をするということとでございます。

その次のページからは、すべてずれてまいりましたので、番号を訂正するということです。

それから、そのページの2行目ですが、新の方の「学習館の管理運営の統括に関すること。」これを加えまして、旧の方の「公民館の管理運営に関すること。」という(4)番を削除するということとでございます。

それから、同じページで同じように、旧の方の「(10)公民館運営審議会に関すること。」ということも削除するということです。

それから、新の方におきましては、生涯学習系の(6)に「学習館において実施する講座及び事業の統括に関すること。」ということを加えるということとでございます。

それから、次のページの柴崎学習館から以降のことにつきましては、各学習館の事務分掌を入れてありますので、すべてこれは新規に加えるということとでございます。

次のページも、学習館のことです。

それから、旧の方の体育課の次の部分の「2 公民館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。」ということで、ここの部分は、それ以降につきましては、公民館の今までの業務等のことが記載されておりましたが、これはすべて削除するという形の変更でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

藤本委員長 議案第14号に対する説明は終わりました。ご質問ございますか。なければご意見は。小林委員。

小林委員 第4条の7号の3に「学校教育サポートセンターに関すること」というのが加わってまして、あと、今は指導係、教育相談系の3号にも「適応指導教室に関すること。」を加えたというふうに今おっしゃったんですけれども、これは、今までもその事務をしていて、ここに規定がなかったから加えたという意味でしょうか。別のところでやっていたのを

移して、ここにこの係が担当するということになったということなんですか。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 これは今まで当然ありましたが、規則上入れていなかったということで、今回追加して入れたということでございます。ですから、事業そのものにつきましては、従前から行われたもの。文言的に加えたということです。

以上です。

藤本委員長 よろしいですか。

他にございませんか。ご意見、何かございますか。

なければ、議案第 14 号については、皆様ご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 それでは、今ご説明のとおり、承認するということにいたしますので、よろしくをお願いします。

議 案

(2) 議案第 15 号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

藤本委員長 続きまして、議案第 15 号立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について。総務課長。

渡邊総務課長 それでは、(2)議案第 15 号立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。お手元に配付をしている資料をご覧いただきたいと思っております。

この規則の改正につきましては、理由といたしまして、立川市公民館条例(昭和 41 年条例第 1 号)の廃止によるものでございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

内容につきましては、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の新旧対照表の旧の方をご覧いただきたいと思っております。公印規則の下から 7 番目と 8 番目、「立川市公民館長印」次の「専用立川市公民館長印」、これが公民館の廃止に伴いまして、公印を廃止するというところで規則上から削除するというところでございます。

それから、裏面の表をご覧いただきたいと思っております。これにつきましては、旧の方の公印の写しであります。これの 10 番と 11 番を廃止をするということで、順次その後番号を繰り上げているという形になっております。

以上でございます。

藤本委員長 説明を終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。古木委員。

古木委員 これも、先ほどの議案と同じに、機構改革に伴う事務的な処理でございますので、承認することが適当と思っております。

藤本委員長 ということでよろしいですか。

それでは、議案第 15 号につきましては、ご承認してよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 以上、議案第 15 号については、説明のとおりご承認するということで決定いたします。

議 案

(3) 議案第 16 号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

藤本委員長 (3)議案第 16 号立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第 16 号立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について、内容をご説明申し上げます。

内容は、社会教育委員 1 名の辞職を承認し、後任の委員 1 名と、また新たに 2 名の委員を加え、3 名を社会教育委員として委嘱したいという内容であります。

まず、辞職をする委員でございますが、氏名等につきましては、議案に記載のとおりでございます。裏面のところに書いてございます。

小学校 P T A 連合会から申請されておりました山口聡子さんから、一身上の都合で社会教育委員を辞職したいという辞職願が提出されたものでございます。

次に、新たに委嘱する委員でございますが、氏名等につきましては議案に記載のとおりで、内容につきましては、先ほど申し上げました山口聡子さんの後任といたしまして、小学校 P T A 連合会の副会長の原貴美さんを社会教育委員に委嘱したいというものでございます。

また、國井寿美枝さん、竹内英子さんにつきましては、立川市公民館運営審議委員を務められていましたが、この 10 月 1 日から立川市地域学習館条例の施行に伴い、公民館の廃止と同時に、立川市公民館運営審議会委員も廃止となります。この間、地域学習館への転用に向けて、深いご理解をいただき、公民館で培ってきた成果を社会教育委員として生かしていただくために、公民館運営審議会より推薦された 2 名を委嘱したいというものであります。

なお、選出区分につきましては、國井寿美枝さんが社会教育、竹内英子さんは学識経験となります。

委嘱年月日につきましては、平成 19 年 10 月 1 日とし、任期満了年月日につきましては、残任期間であります平成 20 年 6 月 30 日とし、また、新規の 2 名の委員についても併せた形で、この 10 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日といたしたいという内容であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

藤本委員長 ありがとうございました。辞職する委員 1 名、委嘱する 3 名についての説明が終わりました。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。小林委員。

小林委員 済みません。自分で調べればいいんですけども、社会教育委員の定員というのは、1 名やめて 3 名プラスになっているという、人数が合わない。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 社会教育委員の定数につきましては、社会教育委員に関す

る条例の2条に、15人以内という形で規定されておりまして、現在は12名の委員で構成されております。ここで2名追加という形になりますので、14名の定数内という形になります。

以上です。

藤本委員長 ということで、質疑は打ち切ってよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、議案第16号社会教育委員の辞職及び承認について、ご承認してよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 以上でこれは承認するということにいたします。よろしくお取り計らいください。

議 案

(4) 議案第17号 立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について

藤本委員長 続きまして、(4)議案第17号立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則について。総務課長。

渡邊総務課長 それでは、(4)議案第17号立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

この規則の改正の理由といたしましては、立川市地域学習館条例(平成19年条例第21号)の施行によるものでございます。

内容につきましては、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、改正前をご覧くださいと思います。目的の第2条の(3)「学校、公民館等の教育機関」という記載がなされておりますが、これを改正後は「公民館」を削除いたしまして、「学校等の」というふうに改正するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

藤本委員長 説明は終わりました。これも先ほどの処務規則の一部を改正すると同種のものですが、文言が変わってきておりますが、よろしいですね。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 それでは、議案第17号立川市体育指導委員規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決いたしましたので、よろしくお願いたします。

報 告

(1) 平成19年度ICT教育環境整備の現状について

藤本委員長 続きまして、2番の報告に入ります。(1)平成19年度ICT教育環境整備の現状について。学務課長、お願いいたします。

島田学務課長 平成19年度ICT教育環境整備の現状について報告いたします。

最初に、平成18年度までのICT教育環境の整備状況であります。立川市におきまして

は、ICT教育環境整備事業について、平成9年に市内の小・中学校3校で、「双方向通信実験」としてインターネットの利用が開始され、平成11年9月からは、マイテレビのインターネット回線を活用して、各学校にインターネット用パソコン各2台導入されました。

翌12年度には小学校に教育用(児童用)パソコンが10台、13年度には中学校に教育用(生徒用)パソコンが41台、14年度には小学校の教育用パソコンが10台でありましたものを21台に増やしております。15年度には事務職員用パソコン1台が導入されています。

平成17年度には平成12年度に導入しました小学校の教育用(児童用)パソコンの5年後の更新を実施しました。その後、財務会計システムの学校への導入を前提としまして、17年度から庁内LAN(羅針盤用)の3台の導入と、同時に教員用(教務用・共用)のパソコン4台が配備されました。この時点で既に学校には備品として購入されたものを除いても1,050台以上のパソコンが配備されていましたが、学校現場との協議を目的とした「コンピュータ検討委員会」が設置され、学校パソコン配備の課題について論議されてきてはありましたが、教育委員会としてICT教育環境の整備を計画的に実施する体制はできていませんでした。

このため、平成18年度に、指導課から学務課への業務移管を契機として、「コンピュータ検討委員会」を常設化するとともに、視聴覚教育を含めた「情報機器検討委員会」に改組しまして、教育委員会としてICT教育環境整備を計画的に進めるために検討を進めてきました。

平成19年度のICT教育環境の整備の取り組みであります。平成18年度において情報機器検討委員会を3回開催しまして現状を分析したところ、早急に検討し具体的な対応を図るべき課題として以下の5点が確認されました。

1番目に、教務用(教員用)パソコンが不足しているため、私物パソコンが多数持ち込まれて業務が行われており、情報セキュリティが確立していないこと。

2番目に、教育用(児童生徒用)のパソコンの配備台数が国のIT戦略本部などの整備計画から遅れている。指数として、到達率として、これはいろいろな出し方があるんですが、平成18年度に国の行いました全国の学校の到達している台数を児童生徒のパソコン1台当たりの人数というものが出ておりますが、それが18年度末で7.7人で1台を使っているという状態ですが、これと対比しますと、立川の到達率は小学校は33.31%、中学校でも80.74%ということで、平成18年度から22年度の新しい計画はこの1台当たりの人数が3.6人というふうになっておりますので、新しい基準ではこれよりもぐっと下回るわけですが、現在実際に配備されている全国の平均との中でもこのような数字になっているということです。

3番目に、小学校パソコン室のエアコンが未設置校が11校あるんですが、これの設置計画がつかられていないということ。

4番目に、校内LANの整備計画の検討がなされていないということ。

5番目に、パソコン配備に伴う電気容量の増量化への対応が検討されていないこと。

この5つが早急に対応を図るべきであるということになりました。

この結果、19年度予算において、「教員用パソコンの計画的整備」と、それに伴い不可欠な職員室の電力容量の増量化のための費用を政策的経費として予算化することを要望し、平成19年2月に行われました地方教育行政法第29条に基づく市長の教育委員会からの意見聴取の際にも取り上げていただいたこともありまして、理事者査定の結果、教育部の予算枠外での予算化が認められることとなりました。

教員用パソコンの配備と電源工事の進捗状況についてであります。平成18年度までは小・中学校とも1校各4台の配備しかされていなかった教員用パソコンは、今回の増配備により、平均しますと、小学校は1校12台、中学校は1校15台を新たに配備することができました。資料として配備計画、およそ平均で66%ぐらい、約3分の2ぐらい、1人1台化との関係で、今回で配備されてあります。

現在、耐震工事等の特別な事情のある学校を除きまして、9月7日にはパソコンの増設置及び通信回線の工事は、全小・中学校において終了いたしました。

また、パソコン増配備に併せて、教務の効率化を改善するために要望の強かったレーザープリンターを各校1台配備するために、職員室の電力容量増量化工事を全小・中学校で行う必要がありました。

平成19年度の当初予算では、中学校については全9校の予算が確保されていましたが、小学校分は10校分として予算要求した経緯があり、当初予算の範囲でパソコン配備費用の差金を電源工事費に流用する等の工夫をしても、最大限で12校分しか捻出できないため、残りの8校分の工事費用についても9月議会において補正予算として認めていただくことを予定しております。これにより、小学校についても全20校で電力量増量化工事が行えるようにしてまいります。

なお、平成20年度の予算編成の中で、今後の重点課題として、中学校の教育用（生徒用）パソコンの更新と小学校の教育用（児童用）パソコンの増配備、教員用パソコンの1人1台化とシステムアップ、さらに校内LANの課題についての方向性を見出し、学校間WAN（イントラネット）等の平成21年度以降の長期的課題についても確認することにより、「立川市市立学校ICT教育環境整備計画」を策定できるように取り組んでいきたいと考えております。

これにつきましては、9月11日に開催いたしました平成19年度の第2回「立川市小中学校情報機器検討委員会」において検討を経た内容を、次回以降の教育委員会に再度報告させていただき予定としております。

以上であります。

藤本委員長 ただいま、ICT教育環境整備についての経過から本年度の予定内容までご説明いただきましたが、これに関するご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。何かございませんか。小林委員。

小林委員 最終的には教員用パソコンは1人1台ということになりますよね。

藤本委員長 学務課長。

島田学務課長 20年度には、予算が通れば1人1台化をしたいというふうに予定をしております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 先生の中にはパソコンが苦手な方もいらっしゃると思うんですけれども、全員の方がパソコンを使えるということになるのでしょうか。利用しない人に1台割り当ててもむだかなという気がするんですけれども、活用できる、そして必要性があるということで1台ずつになるのでしょうか。

藤本委員長 ということについて、学務課長、お願いします。

島田学務課長 学務課サイドのことで申し上げますと、平成18年度から22年度の新しいIT戦略本部なりの計画では、1人1台100%というのが計画としてあります。そして、今、教員の方の業務もパソコンを利用している方が非常に多くなっておりまして、環境としての1人1台化を20年度には達成するというふうに考えております。

藤本委員長 それについて、指導課長、今の点はどうでしょう。何かご意見ございましたら。全員が有効的に使えるかどうかというご質問、ご意見なんですけれども。

樋口指導課長 パソコンの活用状況ということで、都からの調査を取りまとめたものがございます。今、指導主事が調べておりますけれども、そのような調査の状況などを踏まえて、パソコンについての活用の研修を行うなり何なり、また検討しなければならぬかなと、今の時点ではそんなことを思っております。

藤本委員長 今、学務課長からお話ございましたように、整備されれば、当然、教職員の皆さんも勉強するでしょうし、今の課長のお話にもありましたように、使いこなせるようになっていくのではないかと期待をしますが、小林委員、いかがでございましょう。

小林委員 私はパソコン大好きなので、大変便利なものなので、せっかく1人1台配置できるのでしたら、大いに活用していただけるように先生方にも努力していただきたいと思えます。

そうすると、現在、パソコンを使わなければいけないことというのがあるのか。例えば、この書類はパソコンで出さないといけないとか、そういうものがどの程度あるのか。大体でいいんですが。

牧野委員 関連。

藤本委員長 関連して、牧野委員。

牧野委員 小林委員の回答になるか、それは分かりませんが、学校で現場にいたときに、使えるのは、1つは事務処理の問題がありますね。2つ目は、学校の保護者への文書管理というのがありますし、答案づくりのような、教案のようなものですね。そういうものもありますし、結構使うことがあります。ただ、LANをやってもらわないと、いろいろなところのLANシステムをしっかりとっておかないと、各学校とも難しいだろう。事務担当については、市とのLANをしっかりとってもらった方が、学校から直接市教委に送る文書などは非常に速

いですし、訂正等もやりやすくなるということでは非常に効率化がいいだろう。だから早めにやっていただきたい。ただし、課題は、教員のICTに関する、価値の問題も含めて、そういうものへの理解度をしっかり示しておかないと、なかなか難しくなるのではないかなと。

ただ、余りにもそうやり過ぎては、今度は、1つは、大きな課題は、情報の問題がありますから、漏えいの問題等を含めて管理しなければいけないというところが大きなこれからの課題になってくる。ただし、やはり是非やってほしい。というのは、現場も市当局も非常にある面ではやりやすくなると考えられますので、是非とも教員の方の指導も含めて、これからICTの活用というのは欠かせないものですから、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

藤本委員長 学務課長。

島田学務課長 現在の時点のインターネットと申しますか、庁内LANの関係なんです、学校には、市の方との関係の庁内LANが3台あります。ですから、教育委員会と各学校、学校は、校長、副校長、事務職員の3台を使っています、現在既に、様々な支出関係についても財務会計システムということで、ベース処理で全部つながっておりますので、そういうふうなつながりはございます。

それから、メールなどについても、庁内のメール、庁内LANについては、外のメールも使えるようになっておりますので、いろいろな通知も文書でいくのではなくて、学校間と教育委員会とは電子メールでいっております。それを完全に1人1台化すれば、職員室内の内部のLANについては、職員室で、例えば文書について、わざわざ会議を行わないでもやるというようなところまでいくと思いますし、学校間のLANということで、ワイドエリアのネットワークができれば、学校とそれぞれの教員との間が全部つながるとというのが将来的にはつくられていくことになると思います。それらについて方向が出ましたら報告させていただきます。

藤本委員長 ありがとうございます。小林委員のご質問の、書類はこれでなければいけませんよという規定は、今のところは余りないと思うんですが、今の利便性を活用して、皆さん使われているのが、だんだん使用頻度がこれからますます高くなっていくだろうとは推測されますが、いかがでしょうか。

小林委員 結構です。

これに関連してなんですけれども、時々うちの方に教育委員会からFAXが送られてくるんですが、それもすごく手間がかかるんじゃないかと思うんです。それぞれに送るとするのは、私はメールにさせていただいた方が便利なので、できたら。

藤本委員長 よく分かりますが、個人差もありますのでね。だんだんよりよくなっていくというふうには期待されます。

いずれにしても、今説明がありましたとおり、大変整備されておりますし、これからますます完備していく方向を向いているということはいいいことだと思っておりますが、他にご質問。なければ、そういうことでございますので、この件はこれでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。

報 告

(2) 大学との連携について

藤本委員長 それでは、報告の(2)大学との連携について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 お手元の資料でございます「専門職大学院 教職大学院派遣について 東京都教育委員会」というパンフレットが裏表でございます。まず、このことについてお話をさせていただきます。

東京都教育委員会では、有能なスクールリーダーを育成するために、20年度から設置される教職大学院を活用した派遣研修を行うということの案内でございまして、教職大学院派遣についてというタイトルになっております。

裏面を見ていただきますと、教職大学院が設置される大学は、今、文部科学省への認可申請を行っているところですが、聖徳大学、創価大学、玉川大学、東京学芸大学、早稲田大学と、この5大学と東京都が連携をとって現職教員の派遣を行うということでございます。

これは詳しい要項などはまだまいっておりませんが、派遣を予定されている教員、これはこれからの学校のスクールリーダーを育てていくということが期待されておる教員でございますので、東京都の教育の中核を担うことが期待される教員、例えば東京教師道場修了者等で、採用から10年から15年程度の教員。そして、教育管理職のA選考の合格者を1年間の派遣研修を行うという方向で進められております。

また、これは、立川市に対しましてもまた募集の案内がこようかと思えます。この修了者は、教育修士という学位を持ち、専修免許状の取得も可能になっていきます。ただ、個人の修了ということだけではなくて、教職員研修センターでありますとか、あるいは立川市の教育委員会の主催している研修会の講師を務めるなど、学んだことを生かしていくというようなものでございます。

今日、特にお話をさせていただきたいことは、今ご覧いただいております右下の「連携協力校の募集について」というところについてです。この5大学が区市町村の教育委員会と連携をしまして、大学の教職課程を修了して教職大学院に入学していたストレートマスター、この人間を実習を受け入れていく。連携協力校として実習を行っていく、そのような取り組みが行われるということでございます。これは、教職大学院の目的の実現、あるいは連携協力校にとっても、東京の教員を強く志望する意欲の高い学生を受け入れて指導していくということが、学生だけではなくて学校を活性化して、よりよい教育関係をつながっていくことになるというものでございます。

具体的に申し上げますと、基本的に、これは大学院の学生でございますので、教職免許を持ったものが実習を行います。大学院でございますので、実習は2年間、1年次は40日ぐらい、2年次は20日間程度。これは修士課程の院生ですので、自分の研究テーマを持って、そ

の臨床的な研究の一環として学校で実習を行うということになります。

例えば、そのテーマが副校長の職務と地域保護者の対応というような大きなテーマであれば、副校長の実務補佐を行ったり、あるいは、校内研究のあり方というテーマであれば、研究主任の補佐に当たったり、障害がある児童・生徒の支援のあり方ということであれば、個別指導にも当たれる。基本的に教員免許を持っておりますので、単独で授業を行わせることも可能である。これは、従来子どもがイメージしている学部の学生の教育実習とは実習のあり方が大きく異なっておりまいます。また、連携協力校に対しては、大学が院生の研究を指導するとともに、その連携協力校の支援にも直接当たっていくというような新たな試みがございます。

ここでご報告させていただきたかったことは、連携協力校の募集、既に東京都教育委員会の方から募集がきておりますけれども、本市といたしましては、多摩地区にある東京学芸大学、創価大学と夏に話し合いを持ちまして、連携していく方向で進めておるところでございます。もちろん他の3大学を排除するということではございませんで、特に多摩地区にある大学とは積極的に連携をしようということで話し合っているということのご報告が1点でございます。この事業は20年の4月から開始になります。

大学との連携ということでもう一点ご報告をさせていただきたいのは、スクールインターンシップでございます。スクールインターンシップは、学部の学生が教職課程の一部を小・中学校での学校支援サポート実習を1年間行うことで単位認定をされるというものでございます。現場実習でございます。多摩地区のいろいろな大学と相談をしたのですが、現時点で進めておりますのは、明星大学と創価大学との連携を進めております。この2大学とは年内に協定書を結びまして、来年の4月から実施をしていきたいと思っております。

その理由でございますけれども、多摩地区にあってインターンシップの導入をしている大学で教育学科があるということ、それから、大学側が立川との連携に大変積極的であるということがございます。それから、大学生にとっても立川は大学へ行くゲートシティになっているということで、非常に学生にとってもメリットがあるというのがございます。

内容でございますけれども、基本的には、1年生から4年生の学生が1年間、週1回、学校で実習を行います。その中には、夏季のプールの補助でありますとか、夏季の学校の補習でありますとか、部活動での補助、そんなことも単位認定として認められております。

このインターンシップの基本というのは、小・中学校のサポートですので、小・中学校のニーズ、例えば、うちの学校はどのぐらいの学生に来てほしい、授業の補助、支援を必要とする児童・生徒の対応、今申し上げた部活動補助、通級学級とか特別支援学級、固定学級の補助、そんなようなものを各学校が提出していただいて、大学が単位認定できるかどうかを検討して、その後に学生に示して、あとは学生のニーズによって、小・中学校を選択して進めていくというものでございます。

また、この他にもまだ、他大学と連携をしていこうということで進めているものもございしますが、また教育委員会で報告をさせていただきたいと思っております。小・中学校への外部の支

援、特に学生支援が今後拡大されて、さらに小・中学校側が、教職を志望している学生を将来の教員として日常的に通年かけて育てていくというようなことで両面の効果も期待される、また、今後の立川の教育に資するものであると、そんなふうにも考えて今進めておるところでございます。

これが報告の1つ目でございます。

藤本委員長 ちょっとそこで切らせていただきます。何か今のことでご質問、ご意見ございますか。

どのくらいの学生が予想されますか。指導課長。

樋口指導課長 教職員大学院大学につきましては、学芸大学も創価大学も、立川市で2名の学生がお願いできればありがたいと、それは学校側の希望と応募との状況でございますが、そのように承っております。院生の数が、早稲田は70名ぐらいだと聞いていますけれども、創価大学と学芸大学は20~25名ぐらいという、その点もでございます。

それから、インターンシップにつきましては、現在行っている八王子や日野や多摩市、そのような市と連携をこれらの学校はしておりますけれども、大体参加する学生が各大学とも100名程度で前後する状況ですので、立川であれば、学生たちが通学途上の地域なので大変ありがたいということで、ちょっと予測がつかないんですけども、多くの学生が来てくれると思っています。

藤本委員長 プラス面もありますけれども、それだけではございませんので、負の部分もやはり考えておかなければいけないと思います。

もし何か。小林委員。

小林委員 教職員大学院派遣は、結局、お給料をもらいながら自分が勉強できるという制度で、学費等は自分で賄わなければいけないわけですけども、かなり恵まれた制度だと思うんですね。是非こういうものを活用して、力をつけていただきたいですし、それは個人のものとしなくて、立川に還元していただきたいと思います。

あと、インターンシップの方も、大学を卒業して、一人前の先生として子どもたちに接しなければいけないわけですので、学生の間にも実際の現場を体験していただいて、独り立ちしたときに必要な力をつけていただけるといういい制度だと思うんですが、これも、やはりお互いにメリットが、学生にとっても学校側にとってもメリットがあると思います。が、終わったときに、立川に何か還元していただけるように、学校側も実習時点で気を配っていただけたらなと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。指導課長。

樋口指導課長 今、負の点もということもでございます。この事業、学生ボランティアとは違って単位認定されますので、大学がガイダンスをきちっと行って、定期的に学生を呼んで指導を行う、あるいは報告会を行うなどの指導はしていく、進めているというのが1点ございます。もちろん小・中学校側の負担というのはございますので、これはあくまでニーズに応じて希望を出していくという形が望ましいというふうにも考えています。

それから、こういうケースもあるということで、ある学校で、4年間ずっとインターンシップに来て、その学校で教育実習を行って、教員採用で、それはたまたまという偶然も重なったと思うんですが、その市で採用になったというケースも出てきておりますので、立川市に直接還元できなくても、東京都全体のために、また、いつか立川に希望して着任するということも考えられますので、そういう意味ではプラスであるとも思っております。

藤本委員長 ありがとうございました。牧野委員。

牧野委員 今の専門の方と地区インターンシップと、これは教職大学を卒業すると、1級免許ではなくて専修免許が与えられて、将来的には管理職の方に行くという動きを今話したんですね。インターンシップは、これも非常にいいことなんです。学生が入り込んできて、若さを、今の職場の平均年齢が45歳前後から上ぐらいですから、若いエネルギーが入ってくることによって活性化されますし、非常に素晴らしいことです。

ところが、私は逆に考えて、こういういいことは素晴らしいことなんですが、現職の教員で、昨日の新聞かな、今日の新聞かな、出ていましたけれども、非常に多くの40代、50代の先生方が詰まってしまって、退職したりというふうな、指導力をなかなか発揮できないという現実も多いわけですね。各地教委では、そういう先生方への研修というのかなり盛んにやってくれていますけれども、僕はそっちの方が将来的にも大事な、インターンシップをとったり、専修学校を出たり、そういう学校の卒業生が来るということはずばらしいことなんですけれども、時間がかかります。ただし、今、現状の子どもたちをどうするのかと云ったら、現状の教員を指導できるような能力を持った教員を育てていかなければいけない。とすれば、こういうものと並行しながら、研修制度はかなり高まっていますけれども、まだまだ指導力不足の教員、それから、指導力不足というところまでいかないにしても、近いような、授業の指導案も書けない先生もいたり、もしくは指導案を書けても、その指導案に沿って授業コミュニケーションがとれなかったというふうな先生方もいるわけですから、そういう先生方をより子どもたちの方に、顔を向けてはいるんでしょうけれども、より向けられるような研修制度というか、そういうものを徹底しないと、現状の教育の向上というのは非常に心配であると思うんですね。

ですから、そこら辺のところを都教委がどう考えているのか。私もよく分かりませんが、学力云々ということだけを考えているのではないと思いますけれども、学力プラス人間向上という2つの部分で教師指導していますけれども、現状にいる子どもたちをどうするのかという部分も、こういう2つの制度を絡めながら、もっと考えていかないと、今の子どもたちはやや心配があるという気がしますので、何かの機会があれば、是非東京都の方にも伝えていただければありがたいなと思いますし、立川市の研修制度についても、差別をはいけませんけれども、そういう指導力やコミュニケーション能力を持たない先生方の指導力アップというものにも重点を置いて指導していかなければいけないと思いますので、その点、ご配慮をお願いしたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございました。指導課長。

樋口指導課長 委員、ご指摘いただきまして、ありがとうございました。インターンシップで大学と話していきまして、これは今の委員のご指摘に関係すると思うんですが、必ずしも主幹の教員であるとか、副校長が指導に当たるのではなくて、3年次の教員が指導に当たったり、あるいは今課題のある、そういう教員は指導者にすることによって自分を見直させるという効果もあるというのが1点。

私どもの方でも、今、サポートセンターの指導員の先生方に授業を見ていただいて、助言をしていただいたり、私も直接授業を見て指導したこともございましたけれども、他の指導主事も行っております。そういうような研修の構築をできるかどうか、東京都の事業とともに検討させていただきたいと思います。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございました。この件につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

報 告

(3)平成19年度管理職等受験状況について

藤本委員長 報告の(3)平成19年度管理職等受験状況について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 小・中学校の19年度の管理職等の受験状況ということでお話をさせていただきます。

校長選考受験者は、小学校が7名、中学校が3名でございます。教育管理職候補のAを受験している者は、小学校はゼロ、中学校で1名でございます。教育管理職候補のBを受験している者は、小学校が2名、中学校が6名でございます。昨年度から設置されました教育管理職選考Cでございます。これは、即任用しながら研修を受けていく。これは小学校がゼロ、中学校が1ということで、このような受験の状況になっておりますが、また、2次試験等々合格まで教育委員会でご報告をさせていただきたいと思っております。

数字につきましては、以上でございます。

藤本委員長 この件についてはよろしいですね。

報 告

(4)平成19年度立川教育フォーラム実施要領(案)

藤本委員長 報告(4)平成19年度立川教育フォーラム実施要領(案)について、これも指導課長、お願いします。

樋口指導課長 19年度の立川教育フォーラムの実施要領(案)ということでお示しをさせていただいております。校長会でも案ということでお示しをさせていただきました。このフォーラム、これで4回目ということになりますけれども、改善点等々を含めましてお話をさせていただきたいと思います。

開催日につきましては1月16日でございますが、従来よりも1時間程度の短縮を図ろうと

ということで、1時半から4時半という時間帯での開催を考えております。場所は、アミューたちかわの大ホールでございます。

当日の予定という5番のところをご覧いただきまして、今まで各学校で一生懸命つくっていただいているポスターのポスターセッションで教育実践の各学校の紹介をしていただいているのですけれども、時間的に非常に短い時間帯でありますので、大ホールでの各学校の発表やシンポジウムと同時並行で、いつ市民の方がこの時間帯にいらっしゃっても、そこに教員がいて、説明を受けたり話ができるような形にしていきたいと思っています。一生懸命このポスターは各学校でつくっていただいておりますので、いつでも見れるように、また市民とのそういう形で各学校と交流できるような時間も確保したいと思っております。

14日の日が成人式でございますので、成人式の前には搬入して展示をしておりますので、是非立川で成人を迎えられた方々にも見ていただいて、自分の卒業した学校へ、そこにメッセージを書けるようなノートのようなものを用意して、そのメッセージもいただきたいなというふうに、それも併せて展示できたらなとも考えております。

それから、大ホールでの発表でございますけれども、各学校の実践の発表ということで3校、そしてシンポジウムでございますけれども、昨年は、「地域とともにつくる私たちの学校」というテーマで、子どもたちがシンポジウムを行いました。今回も同じテーマで、テーマを共有させて、子どもたちの確かな力をはぐくむために、これはもちろん学力だけではなくて、生きる力そのものでございますけれども、立川の、今お話にも出ておりました、すぐれた指導力を持っている先生方を登場させて、日ごろの実践等々について市民の皆様へもお話をさせていただきたいと思っております。

立川にはすばらしい先生方がいっぱいおりますので、例えば、マイスターの教員でありますとか、今も出てきました東京教師道場、この道場で助言者をされている先生、あるいは研修会の授業力アップ研修とか初任者研修の指導講習をなさっている先生、あるいは文部科学省の「スーパーティーチャー」というシンポジウムなどに参加している先生もいらっしゃいます。そういう先生方にシンポジウムを行っていただいて、去年、会場からの意見交換というのを時間的になかなかとれなかった部分がございますので、会場からも意見をお聞きする時間も、今回はとりまして、全体が共有できるような形で進めたい、そのように思っております。

テーマを昨年と共通にさせ、より市民の方との交流時間を確保するとともに、今回初めて立川の先生方に保護者や市民の皆様と意見交換ができればと思っております。そういう企画で進めたいと思っております。

藤本委員長 これについて、ご質問、ご意見ございますか。牧野委員。

牧野委員 シンポジウムがメインなんですけれども、今までのシンポジウムというのは、大体一方通行ですよね。それを一方通行にしないで、問題によってはというか、幾つかの質問によって一方通行にしないようにして展開しようという動きですね。この対象は教員がほとんどですよね。一般の親が来てほしい、地域の方が来て欲しいなといっても、なかなか来て

いただくような現実は少ないだろうと思うんですけども、その辺のところをシンポジウムの中身を考えていかないと、市民の方に向けての話をしていくのか、教員だけの話をしていくのかというのはある程度絞っていかないと、間が抜けてしまうから、非常に大事なことなので、その辺のところも、対象をどこに絞るかということも確認をしながら進めてもらいたいなと思います。

藤本委員長 そういうご要望がありました。古木委員、何かどうですか。

古木委員 特にございません。昨年と同様に素晴らしいシンポジウムができることを期待しております。

藤本委員長 小林委員はいかがですか。

小林委員 昨年と変わったところで、ポスターセッションなんですけれども、この発表をホールで実施しているときも、各学校1名ポスターのところについて説明できるという形にしているというのは、ポスターを見れる時間が長いのはいいことなんですけれども、そうすると、せっかくこのホールでやっていることを見ないで、こちらのポスターを見ているという状況も起きるわけですよ。どっちがいいか分からないんですけども、せっかくですから、ホールで見ていただいて、ポスターはその前と、できたら終わった後にでももうちょっと見る時間があればいいのかなという気がしていたんですけども、考えてみてください。

藤本委員長 教育長、特に何か。

大澤教育長 特にありません。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 それと、昨年、教育委員会からの発表があったんですけども、浅野指導主事がパワーポイントを使って発表されましたが、今回はそれはどうなっているのでしょうか。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 現在、検討させていただいております。私どもの方で、同じようにポスターの形で展示していくか、あるいは会場の中でお時間をいただいてそれを説明させていただくか。その趣旨とか流れとかを考えますと、浮いてしまっても困りますし、そんなことで、今、その部分は検討させていただきたいと思っております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 成人式の日に成人の人に見てもらってメッセージを書くというのはすごくいいアイデアで、卒業してしばらくぶりに同窓生に会って、いろんな学校時代のことを思い出すこともあるでしょうから、これはいいアイデアだなと思います。

あと、1つお願いは、昨年のアンケートなんですけれども、アンケートを書いていたその人の立場というのが入っていなかったので、PTAの役員などという。大体読めば分かると思うんですけども、それを明確にしてほしいと思います。

樋口指導課長 分かりました。

藤本委員長 ご要望が何点かございましたけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

実際にできるかどうか分かりませんが、テレビの討論集会だと、賛成の人、反対の人×とか、赤とか白とか、資料を配るときに、裏は赤にしておいて、例えばの話ですけれども、何かいろいろ考えていただいて、少しでも声をかけあったら、眠気も覚めるでしょうし、より集中して聞いていただけるのではないかと思います。いろいろ考えてみてください。

小林委員 先ほどの質問で、対象が教員が多いということを言われていましたけれども、この目的というのが、もう一度どこかではっきりさせていただきたいと思います。私としては、先生中心と同時に、市民にも学校の活動を見てもらうということも十分目的に入っていると思うので、目的が幾つかあるので、さっき牧野委員がおっしゃったように、散漫になってはいけないんですけれども、それぞれ参加した人の目的が分かるように、説明がどこかであるといいと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 私が考えていたのは、間違っていたら訂正してくださいね。一番最初、第1回のときの対象は教員だった。教員に対して、あそこのホールへ行って、各学校ごとにその刺激を受けながら、次年度への発想をやっていこうという動きだったと僕は見ているんです。その後で、少しずつ、教員プラス地域、保護者が入ってきて、そこに少しずつ力も入り込んできている。だから、パネルのものについては各学校ごとに紹介し、各PTA、地域の方がいらっしゃったときに説明をし、自分の学校の自慢をしたり、そういうように変わってきているのではないかと思う。

だから、今回の第4回目については、どこに焦点を当てるかという部分を明確にしておいた方がよりやりやすいし、シンポジウムもそう。話す方としても話しやすい。教員を対象にして話す話し方と、一般、地域、保護者を対象にする話のシンポジウムと違うと思いますから、その辺のところを明確にしながらやっていった方が、より向上していくのかなと思います。

藤本委員長 最初に市長さんと教育委員長のあいさつというのがあります。私は過去3回、委員長としてごあいさつしてまいりましたがけれども、この中では、学校の先生方ご苦労さま、そして、今の学校は学校だけでできるものじゃありません。市民、みんなの力を借りながら学校を盛り上げておりますし、学校でこんなに一生懸命取り組んでいるんですよという、最後は市民に呼びかけた。ですから、先生たちにもっと鼓舞するような気持ちと、それをさらにみんなに知ってもらって、市民全体で学校教育を盛り上げてほしいという気持ちで、そういう言葉で表現できているかどうか分かりませんが、気持ちとしてはそういうことでごあいさつしてきたつもりです。

ということで、今に関連してお話し申し上げたんですけれども。

小林委員 ありがとうございます。

藤本委員長 よく考えてください。よろしくお願いします。

報 告

(5)平成18年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 について

藤本委員長 それでは、報告の(5)番、平成18年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について。これも指導課長、お願いします。

樋口指導課長 8月9日に文部科学省が公表いたしました、いわゆる児童・生徒の問題行動調査でございます。8月10日、新聞等、各紙大きく取り上げられておりました。このことについて、大きな項目、暴力行為、不登校、いじめ、そしてもう一点、これは口頭でお話しさせていただきますけれども、教育相談という大きな調査項目がございますので、そのことについて、経年で16年から18年まで、東京都と立川市の状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、暴力行為につきましては、発生件数でございます。対教師暴力、対生徒間の暴力、それから、対人暴力、これは校外で、あるいは、これは登下校中ではなくて、むしろ学校の外で対人、人の中には他校の中学生なども含めてカウントされているものでございます。それから、器物破損ということで、校内、校外、そのような形での項目でございますが、18年度は、対教師暴力につきましては、立川市は、小学校においては1件、中学校においては8件。対生徒暴力については、立川市は、小学校1件、中学校27件。対人暴力、立川市は、小学校0件、中学校が5件。器物破損につきましては、立川市は、小学校1件、中学校5件ということでございます。そういう報告をしてございます。

暴力行為につきましては、暴力行為への毅然とした指導というのは、各学校へたびたび指導し、また助言し、お願いしているところです。特に、暴力行為は絶対に起こしてはならない、またはあってはならない。特に関係機関への通報はためらわない、そういうようなことでの共通理解を進めております。

それから、同時に、自他の生命の尊重も含めて、自分と同様に他の人も大切である。それは、命、体そのものということの人権教育の推進、そんなようなことも進めております。

暴力行為につきましては、以上でございます。

不登校についてですけれども、これは30日以上欠席した児童・生徒数ということで、このことについては新聞等でも大きく報道されていたかと思えます。小学校におきまして、不登校25、中学校が158。これはいずれも18年度でございます。指導の結果、登校できるようになった、小学校が4、中学校が35。そして、継続した登校にはならないけれども、好ましい変化が見られる。これは、例えば、児童・生徒の表情が生き生きしてきたとか、あるいは、朝きちんと起きられるようになってきたとか、そのような好ましい変化が見られるということで、小学校が11、中学校が39という数字でございます。

不登校につきましては、最も多いのは、小学校では6年生、中学校では中学校3年生でございます。いずれも自分の次の進路、将来に対して自分の生き方、あるいは将来を考える、そういう段階に多いのかな、そんなようなことを考えます。

不登校に至るきっかけで最も多いものは、小学校、中学校ともに、漠然とした不安感であるとか、緊張感であるとか、あるいは直接的なきっかけが見当たらないという本人に関わる問題というものが不登校のきっかけとしては最も多いものでございます。あと、友人関係でありますとか親子関係、中学校においては、学級不信や友人関係、親子関係、そういうものが不登校の直接的なきっかけになっている。特に直接的なきっかけが見当たらない、本人に関わる問題という点は、児童・生徒個々でございませうけれども、朝起きて学校に行くのが面倒になってしまって、そのまま生活習慣が乱れてしまって不登校になってしまったケースとか、あるいは、保護者が子どもを学校に行かせたがらない。保護者と離れたくないということで不登校になってしまったということであるとか、中学校で言えば、怠学傾向、あるいは自分の中の葛藤であるとか、集団登校への不適應であるとか、あるいは家庭の意向であるとか、民間の施設に通っているからとか、個々多様ではございませうけれども、そのようなものがきっかけとしては多い部分でございませう。

指導の結果、登校できるようになったということで、今、資料の方をご説明させていただきましたけれども、特に効果があった学校の措置としては、登校刺激であるとか、家庭訪問を行うとか、養護教諭の専門的な指導とか、中学校で言いますと、教育相談担当であるとか、スクールカウンセラーなどの専門家の相談であるとか、保健室登校、そのようなものが特に効果のあった学校の措置というところでございませう。

不登校の問題は非常に大きい問題でございませうので、適応指導教室、おおぞら、たまがわのパンフレットの配布による周知でありますとか、それから、最初にも申し上げましたように、自分の将来とか生き方を考える段階の児童・生徒が最も多い。そのことを考えますと、今、中学校で進めております職場体験の学習でありますとか、福祉体験学習であるとか、ボランティア活動とか、要するに、自己有用感を高められるような学習場面の設定というのが物すごく大事になっていこうと思っております。それから、先ほどのことと関連しますけれども、年の近いインターンの学生であるとか、学生支援のボランティア学生の活用ということも大切になってくるのかな。そんなこともまた今後の指導課の施策として考えていきたいということを現時点で思っているところでございませう。

続きまして、いじめということでございませうけれども、平成 18 年度は、立川市で、年間を通しての報告でございませうけれども、小学校で 47 件、中学校が 55 件。一定の解消を見ているけれども、引き続き支援をしているということが、小学校 4 件、中学校が 7 件。継続指導中が、小学校が 2 件、中学校が 4 件ということでございませう。

平成 18 年度調査から、これは平成 19 年の 1 月 19 日に、文部科学省はいじめの定義の見直しを図りまして、見直しされた定義は、該当児童・生徒が一定の人間関係にあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているものと定義を変えております。そのようなこともございませうし、これは調査全体を通して言えることですが、これは東京都と立川と両方でございませうけれども、どこの学校も細かいことを見逃さないで報告していこうという体制づくりがなされてきているのではないかと、そんなふうにも考

えます。

いじめの問題は、多い学年を申し上げますと、小学校ですと4年生です。中学校だと2年生です。つまり、不登校は6年と3年、いじめの問題は4年と中2、ちょうど発達段階の中で心身の発達が急激にバランスを崩しがちな時期が多いのかな、そのようにもとらえられません。

発見のきっかけということでは、小学校は他人からの発見が最も多いです。中学校は本人の訴えが最も多いです。そして、児童・生徒が一番相談するのは、小・中ともに担任、あるいは学校の先生です。これが全体の65%を上回っている形です。いじめについては、学校の役割、子どもたちが先生を一番相談の頼りにしている。そんなようなことも窺えます。ますます今後ともいじめの解消旬間、本年度も取り組んでおりますけれども、引き続き実施してまいりたいと思っております。

いじめの態様の部分でございますけれども、小・中ともに最も多いものは、ひやかしてあるとか、からかいとか、嫌なことを言われたということが一番多いです。

2番目に多いものは、小学校は仲間外れとか無視。中学校では軽くぶったとか、遊びのふりでたたかれたとか、そのようなことが中学生は多い。2番目のところは、若干小・中では態様が違っておりますが、最も多いものは同様でございます。

私どもの方でいじめの相談レターの事業も開始いたしまして、10通の児童・生徒、保護者から手紙を今現在までいただいておりますけれども、直接いじめに関わることは5件、それについては子どもたちに返事を書きまして、その後、夏季休業中にもう一度暑中見舞いの形で子どもたちに、2学期以降も何かあれば連絡してくださいということで、再度お手紙を出しております。引き続き、いじめの問題、いじめ解消の取り組みは続けてまいりたいと思っております。

それから、文部科学省の最後の調査項目でございます。これは口頭で恐縮でございますが、教育相談という項目がございまして、暴力行為、不登校、いじめ、そして教育相談。教育相談につきましては、教育相談室への相談、年間を通して586件でございます。来所の相談が321件、電話での相談が229件、それから、学校等へ訪問して相談を受けたケースが36件ということで立川市では報告しております。

いわゆる問題行動調査につきましてのご報告は以上です。

藤本委員長 ゼロにしてほしい数字なんですけれども、なかなかそうもいかない内容でございます。引き続きよろしくご指導ください。よろしいですね。牧野委員。

牧野委員 こういう調査を見ると悲しくなることが多くて、なぜこういう課題が起きるのかなと、いつもそう思うんですけれども、子どもたちはなかなか社会性というか、社会力というものがつきにくい。コミュニケーション能力がなかなかつきにくい。

ただ、この中で一番私がほっとするのは、不登校もそうですけれども、非常に好ましい変化が見られるようになったという数が、増えてきている。これですとか、それから、一定の解消、継続だけでも、取り組み中であるとか、こういう数が増えることは本当にありがた

いことだし、また、こういうことによって子どもたちが救われていくということを考えていくと、是非ともこういう数がどんどん増えていければなど。そのためには、教育相談室を中心として、立川の教員の児童・生徒の指導、児童・生徒のコミュニケーション能力をもっと教員につけてほしいと思いますね。これはちょっとほっとする数の状況であるということで、うれしいです。

藤本委員長 1つ伺いますが、対人とか対物というか器物破損というのは、学校内部の人ではないということでしょうか。指導課長。

樋口指導課長 対人暴力につきましては、文部科学省からの参考例というところで読ませていただきますけれども、偶然通りかかった見知らぬ生徒と口論になってけがを負わせたとか、通行人にけがを負わせたとか、校内であれば、外部の方に対してけがを負わせたとかという件数です。これはそういう形でございます。

藤本委員長 分かりました。ありがとうございました。

以上で2番の報告については終わりたいと思います。

その他

藤本委員長 3番、その他に入ります。まず、台風関係について。教育部長、お願いします。

高橋教育部長 先の台風9号の影響、対応について、指導課長、また学校給食課長、体育課長からそれぞれご報告させていただきます。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 それでは、9月7日の台風上陸に伴う学校の当日の対応でございますけれども、平常どおりに実施をしました学校が、小学校8校、中学校6校の14校でございます。始業時間を繰り下げました学校が、小学校が11校、中学校が3校、以上14校でございます。1時間遅れが3校、2時間遅れが8校、3時間遅れにした学校が3校でございます。

また、台風に伴いまして、これは午前5時40分段階ですけれども、停電によって教育活動が行えないと判断をして休校にした学校が小学校で1校でございます。

当日の対応ということで、以上でございます。

藤本委員長 次、学校給食課長、お願いします。

石井学校給食課長 学校給食課長から報告いたします。

9月7日の台風の件でございますけれども、ただいま報告がありました、小学校1校が休校になったということがございまして、私の方に連絡が6時20分ごろ栄養士から入りまして、その学校につきまして、給食の食材等の搬入を中止したということでございました。

以上でございます。

藤本委員長 体育課長。

田中体育課長 それでは、体育課から台風9号による多摩川緑地野球場の被害状況についてご報告申し上げます。

平成19年の9月7日未明から早朝にかけて、多摩地区を縦断した台風9号は、気象庁によ

りますと、7日の午前2時ごろ、神奈川県小田原市に上陸し、同3時ごろ町田市付近に達し、その後、進路をやや北西に変えて、青梅市から埼玉県に抜け、八王子市では最大瞬間風速31.5メートルを観測するとともに、多摩地区全体で床上浸水が4戸、床下浸水が29戸の被害とともに、29世帯に避難勧告が出されました。

また、多摩川の上流域の奥多摩町では、7日午前3時までの24時間の雨量は569ミリと記録的な雨量をもたらしました。多摩川の日野橋の水位観測所では、通常より3.66メートルの水位の上昇を見ました。このため、多摩川緑地野球場は冠水し、4面の表面の土が流れされる被害が発生しました。この被害により、当面、使用が不可能となりましたので、ご報告申し上げます。

ちなみに、参考までに、前回、前々回の浸水による被害状況をご報告いたしますと、平成11年の8月14日の豪雨による浸水なんですが、これは被害額といたしますか、改修額ですが、1,050万円、直近では、平成13年9月10日の台風15号による浸水被害額、これも改修費ですが、430万5,000円、これが記録されています。

以上報告とさせていただきます。以上です。

藤本委員長 その他、図書館はいかがですか。台風の関係は。図書館長。

藤田図書館長 高松図書館で雨漏りが2カ所。それから、上砂図書館、これはいつも横殴りの雨の場合に雨漏りが数箇所するということなので、風を伴う強い雨のときには、上砂図書館はいつも。ただ、場所が特定できないという形になっております。

藤本委員長 開館は予定どおりしたわけでございますか。

藤田図書館長 図書館は通常どおりすべて開館しておりました。

藤本委員長 生涯学習推進センター長、生涯学習関係施設ではいかがですか。

五十嵐生涯学習推進センター長 6館ありまして、あと、歴史民俗資料館を含めて7館施設がございますけれども、特に台風による影響はなかったです。

藤本委員長 平常どおりに運営されたということですね。

五十嵐生涯学習推進センター長 オープンにつきましては、平常どおりということになっております。

藤本委員長 ありがとうございます。台風関係、よろしいですね。

その他

藤本委員長 その他、麻しんについて。学務課長、お願いします。

島田学務課長 麻しん予防接種の結果の中間報告についてご報告いたします。

麻しん予防接種につきましては、緊急対策として6月21日から7月31日までの間に、第八小学校の児童を対象として立川市医師会に委託し、実施いたしました。第八小学校の未罹患・未接種の児童数は、最終的に12名と把握され、この緊急対策で実際に接種を行った児童は9名、接種率としては75%になりますが、9名であるということが判明しております。

第2次緊急予防対策として、市内在住の小・中学校児童・生徒を対象に、7月17日から8

月 31 日までの間に実施した結果につきましては、9 月 20 日の請求の締め切りとして医師会が集約することになっておりますので、その後、取りまとめてご報告いたします。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。

その他

藤本委員長 その他、次の子ども家庭部からの資料につきまして、総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、本日お配りいたしました「立川市子どもの自己肯定感などに関する調査報告書」、これについてご報告をいたします。

今回、子ども家庭部より、平成 18 年度に市内小・中学校の協力を得て実施した本資料の結果を別添のとおり報告書としてまとめてまいりましたので、ご配付を申し上げるものです。

この調査は、「夢育て・たちかわ 子ども 21 プラン」に掲げる政策の目標実現に向けて、市における子どもの自己肯定感などに関する実態を把握することを目的として実施したものです。設問の項目、設計、報告書の作成につきましては、指導課及び中学校校長が協力・助言してつくったものでございます。

それから、本日、市内の小・中学校の教員に対しましてこの資料を配布しております。また、今後、市議会の今議会の厚生産業委員会、市議会議員、庁内各課、夢たち推進協議会、民生児童委員協議会、図書館の資料室、公共施設等で、この資料につきましては配布をする予定となっていると聞いております。

以上でございます。

藤本委員長 という報告でございますので、皆さんよく参考にしてください。牧野委員。

牧野委員 これは子ども家庭部がやったことで、お答えを求めませんけれども、1 つ一番心配なことは、子どもの人権についての問題がかなり出ていますけれども、確かに子どもの人権というのは非常に大事なことで、今後の大きな問題にもなっていくますし、各市で研修会も行われていますけれども、慎重の上にも慎重に、本来の子どもの人権というものは何かということを実際に慎重にとらえながら検討して行ってほしいという要望なんです。まずは、1 つ誤ると大変なことになってしまんだということがありますので、こういうふうな報告書、調査はいいんです。大変に貴重な資料ですけれども、その後の段階として、相当慎重に子どもの人権についてのことを討論し、立川市の子どもの人権に関する再案をつくっていただきたいと要望いたしたいと思います。それは子ども家庭部で是非よろしく願います。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 子ども家庭部の方にもそのようなご意見があったということをお伝えしてまいりたいと思います。

藤本委員長 もう一つ、教育部長さん、子どもの件で、今ご質問もありましたけれども、「子どもの権利条約を知っていますか」というのがあるわけですね。これはたくさんの項目がありまして、それ全部を指しているのか、ごく一部かといったようなことも、まだよく読んで

いけませんので分かりませんが、なかなか奥深いいろんな問題を含んでおりますので、その辺もまた私たちもよく読んで勉強したいと思っておりますし、子ども家庭部の方にも何かお話しする機会があれば、皆さん本当に分かっていてやっているかどうか、関係の人が分かっているかなということも案じますので、よろしくどうぞお願いいたします。

その他

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 その他でもう一件。次回の9月27日の教育委員会定例会の日程について、ご報告をさせていただきます。

今回、平成19年の9月定例会の議会の日程(案)ということで議会の方から示されました。その日程につきましては、9月27日が本会議、一般質問ということになっておりまして、次回の定例会と重なっておりますので、次回につきましては、開催時間を午後7時からということで開催をさせていただければと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤本委員長 終わってから聞こうと思っていたんですけども、今お話が出てまいりましたので、委員さん、大丈夫ですか。

牧野委員 日程が、議会との日程が詰まっている関係で、とれないとなれば、やむを得ないだろうと思います。議会も早く終わっていただいて、終わりの時間を少しでも早めていただければありがたいと思いますけれども、その辺は総務課長が調整をしていただければと思います。

藤本委員長 本会議、一般質問の最終日ですが、議会がずっと夜遅くまでやるがありますが、そうすると、また大変でございますが。

大澤教育長 今までの経験則から、最終日だと大体6時から6時半に終わるだろうなということで。ただ、何が起こるか分からないということがあって、翌日も本会議があるので、どうしても夜間。もしあれだったら、7時にお集まりいただいて、議会が長引くというならば、一旦休憩をとって、終わるのを待っていただいて。これはそうあることではないので、緊急避難的に是非そういうことをお願いできればと思いますけれども。

藤本委員長 そうですね。市長さんが変わられたから、急に長くなるということもないでしょうね。では、今回は、9月27日木曜日19時、教育委員会集合。様子を見て定例会を行うということといたします。第18回の定例会です。いいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 そのように了解いたしました。ありがとうございます。

その他

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 別件と申しますが、今、指導主事の方で調査を出してもらいましたので、先

ほどのコンピュータ関係につきまして、平成 17 年度の東京都の調査がございまして、立川市ではコンピュータを操作できる教員が 95.8%、コンピュータで指導できる教員が 66.8% です。全都の平均は出ておりませんが、全体的にはそのような形だそうです。

藤本委員長 大変結構なことだと思います。小林委員。

小林委員 コンピュータで指導できるというのは、授業内にコンピュータを活用している。使い方を教えるとかということじゃなくて。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 授業で活用ということです。

牧野委員 これは何年度でしたか。

藤本委員長 17 年度。

閉会の辞

藤本委員長 定例会を以上で終了いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 1 2 分閉会

署名委員

.....

委員長